

ユニット型指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム季美の森運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清規会が開設する特別養護老人ホーム季美の森（ユニット型）（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う。そのことにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指す。

- 2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するように努める。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地

- 一 名称 特別養護老人ホーム季美の森（ユニット型）
- 二 所在地 千葉県大網白里市季美の森南一丁目30番8

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 施設長 1名（常勤）
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。
- 二 医師 1名（嘱託）
入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 生活相談員 1名以上（うち常勤1名以上）
入居者の生活相談、処遇の企画や実施、苦情相談等を行う。
- 四 介護職員 17名以上（常勤換算）
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- 五 看護職員 3名以上（常勤換算、うち常勤1名以上）
入居者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 六 栄養士 1名以上
厨房管理、入居者に対する栄養管理及び栄養指導等を行う。
- 七 機能訓練指導員 1名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- 八 介護支援専門員 1名以上（常勤）
施設サービス計画の作成等を行う。
- 九 事務職員 2名以上
必要な事務を行う。

第3章 入居定員

（入居定員）

第5条 施設の入居定員は、60名とする。（10名×6ユニット）

（定員の厳守）

第6条 災害ややむを得ない場合を除き、ユニット毎の入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

第4章 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に質する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（入退居）

第8条 施設は、心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- 4 施設は、入居者の入居申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、従業者間で協議する。
- 6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者に対して、本人及びその家族の要望、退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行う。

7 施設は、入居者の退居に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

(施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画担当介護支援専門員」という。）は、入居者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者の自立を支援するまでの課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の従業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 計画担当支援専門員は、施設サービスの原案について入居者に説明し、同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者と連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取り扱い方針)

第11条 施設は、入居者の心身に応じて、適切な処遇を行う。

- 2 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 従業者は、サービスの提供に当たって、入居者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 施設は、入居者本人または他の入居者等の生命・身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は、サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第12条 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させる。ただし、状況に応じ、部分浴または清拭となる場合がある。

- 2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。又、おむつを使用せざるを得ない入居者について、おむつを適切に交換する。これらの場合において特に異性（介護職員及び看護職員を除く）から見られることがないよう配慮する。

- 3 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 4 常時1名以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。又、昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置し、夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員をその勤務に従事する職員として配置する。
- 5 入居者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第13条 食事の提供は、栄養、入居者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう支援する。

- 2 食事の時間はおおむね以下のとおりとする。

| | | |
|---|----|-----------|
| 一 | 朝食 | 8 : 0 0 |
| 二 | 昼食 | 1 2 : 0 0 |
| 三 | 夕食 | 1 8 : 0 0 |

(相談及び援助)

第14条 入居者またはその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第15条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設ける。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者またはその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
 - 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第16条 施設は、入居者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための調整を行う。

(健康管理)

- 第17条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- 2 施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第18条 施設は、入居者が医療機関に入院する必要が生じた時、3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにする。

(利用料の受領)

第19条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、支給限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

2 施設は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 一 食費 | 一日あたり | 1780円 |
| 二 居住費 | 一日あたり | 2066円 |

※但し、介護保険負担限度額認定証の提示があれば、記載されている居住費・食費の額とする。

- 三 入居者が選定する特別な食事の費用
- 四 入居者が選定する特別な居室の費用
- 五 個人的に利用し、入居者が負担することが適當と認められるもの
- 六 年金等、行政手続きの代行及び買い物の代行を行う場合の経費

4 施設は、サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入居者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第20条 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額、その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第21条 入居者は、施設長や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第22条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康保持)

第23条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第24条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第25条 入居者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時等の対応)

第26条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第27条 施設は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

- 2 施設は、サービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
- 3 施設は民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入する。前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、契約者又はそのご家族に当該保険の調査等の手続に協力を求める場合がある。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第28条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも年に3回（うち1回は夜間を想定）は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第29条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退居の記録の記載)

第30条 施設は、入居に際して、入居年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退居に際しては、退居年月日を被保険者証に記載する。

(入居者に関する市町村への通知)

第31条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第32条 施設は、入居に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 施設は、施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。
 - 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - 二 繙続研修 年1回

(衛生管理等)

第33条 施設は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適切に行う。

- 2 施設は、感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第34条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療機関を定める。

(掲示)

第35条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密の保持等)

第36条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 施設は、退職者等が正当な理由なく、業務上知り得た入居者又は、その家族の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じる。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第37条 施設は、居宅介護支援事業者又は、その従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 施設の従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第38条 施設は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、また市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

3 施設は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第39条 施設は、運営に当たって、地域住民または、住民の活動との連携、協力をを行うなど、地域との交流に努める。

(会計の区分)

第40条 施設は、サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録と整理)

第41条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(身体的拘束に関する事項)

第42条 施設は、身体拘束は行わない。ただし、入所者、又はその他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う手続きは、次のとおりとする。

一 「緊急やむを得ない場合」の判断は、施設内の「身体拘束等適正化委員会」に於いて行うものとする。

二 「身体拘束等適正化委員会」は、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察・再検討し、適切な記録を作成する。要件に該当しなくなった場合には、直ちに解除する。

(虐待防止に関する事項)

第43条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(個人情報の保護)

第44条 施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他)

第45条 この規程に定める事項のほか、運営管理に関する必要事項は、理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。